

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成28年2月25日（木曜日）

予算・決算委員会

日時 平成28年2月25日（木曜日） 午後1時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第41号議案	「質疑・討論・採決」
第42号議案	「質疑・討論・採決」
第43号議案～第45号議案	「質疑・討論・採決」
第46号議案	「質疑・討論・採決」
第47号議案	「質疑・討論・採決」
第48号議案	「質疑・討論・採決」
第49号議案～第55号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（17名）

委員長	丸山隆弘	副委員長	小野田直美			
委員	浅尾洋平	柴田賢治郎	打桐厚史	山崎祐一	村田康助	山口洋一
	白井倫啓	長田共永	鈴木達雄	滝川健司	中西宏彰	鈴木眞澄
	加藤芳夫	菊地勝昭	夏目勝吾			
議長	下江洋行					

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長及び副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 中島 勝 議事調査課長 伊田成行
書記 松井哲也 今野千加

開 会 午後1時00分

○丸山隆弘委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会いたします。

本委員会は、本日の本会議におきまして、本委員会に付託されました第41号議案 平成27年度新城市一般会計補正予算（第7号）から第55号議案 平成27年度新城市工業用水道事業会計補正予算（第1号）までの15議案を審査いたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従いまして、発言を許可いたします。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨にそって、簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いいたします。

第41号議案 平成27年度新城市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

初めに、歳入13款使用料及び手数料の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、発言通告書に従いまして、質疑のほうさせていただきたいと思えます。

第41号議案 平成27年度新城市一般会計補正予算（第7号）、歳入13款使用料及び手数料、ページ数は15ページになります。

2つあります。

1点目は、勤労青少年ホーム使用料を減額した主な理由を伺います。約114万円減ったという形になります。

2点目は、今後のあり方について伺います。以上です。

○丸山隆弘委員長 片桐商工・立地課長。

○片桐厚史商工・立地課長 勤労青少年ホーム使用料を減額した主な理由としましては、旧市民体育館の取り壊しによって、以前から旧市民体育館を利用していた団体がかわりの

活動場所として、勤労青少年ホームを利用することによる増加を見込み、予算計上をしておりましたが、有料団体が施設を使用する場合に、希望する施設が使えないときに文化会館等、ほかの施設を利用したり、使用料減免での施設利用もあることなどから、実績が予算を下回る見込みになるため、現状に合わせて減額したものであります。

今後のあり方につきましては、旧市民体育館を利用していた団体の利用のほか、市に関連する会議開催の施設としての利用もなされる現状から、引き続き施設を有効に利用していくことであります。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入13款使用料及び手数料の質疑を終了します。

次に、歳入14款国庫支出金の質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、同じく第41号議案の歳入、14-2-1 総務費、国庫補助金、ページ数15ページですけれども、質疑いたします。

地方創生加速化交付金の概要と交付要綱、また充当事業についてお伺いいたします。

○丸山隆弘委員長 加藤地域創生室長。

○加藤千明地域創生室長 概要から交付要綱、充当事業まで、すべて関連がありますので、まとめて説明いたします。

本交付金は、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、「新三本の矢」の取り組みに貢献するため創設されたものであります。

地方版総合戦略に基づく各自治体の取り組みについて、先駆性を高め、レベルアップの

加速化を図るとされています。

具体的な事業分野は、1番、しごと創生、2番、地方への人の流れ、3番、働き方改革、4番、まちづくりの4分野です。

そして、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携などの要素が必要とされています。

交付金の予算額は、1千億円で、補助率は申請額に対し、10分の10、100%です。

事業は、平成27年度の補正予算に計上された事業が対象で、各市町村の交付申請事業数は2事業までが目安となっています。

充当事業は、高速バス運行事業と若者が活躍できるまち実現事業です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ざくっと本当に概要的に解説いただきましたけど、もう少しそもそものこの交付金の基本的な考え方で、一億総活躍社会とか「新三本の矢」はわかるんですけども、希望を生み出す強い経済、あるいは子育て支援や安心・安全につながる社会保障っていうのは基本的な考え方があるわけですけども、それがなぜ高速バスと若者活躍につながったのかとか、その辺が少しちょっと結びつきにくいっていうこと。

それから、先駆性についてはそれぞれ各項目、自立性ですとか官民協働、地域間連携、政策間協定とか、いろいろ説明いただいたわけですけども、この先駆性についての判断、基本計画書を見ますと、アンケート等の調査結果から、そういった意見があったというようなことで挙がってきたと思いますけども、もう少し先駆性についての判断ですとか、その辺についてはどのような部分から若者政策含めて、高速バスはどのような判断から先駆性を判断されたのか、再度確認したいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤地域創生室長。

○加藤千明地域創生室長 それでは、順番にお答えいたします。

まず、高速バス運行事業でありますけれども、高速バス運行事業は、この単体だけの提案ではございませんでして、愛知県が今年度考えております奥三河DMO事業と連携して広域間連携事業で考えております。

それで、今回のこの加速化交付金は、事例としまして、例えばDMO事業だとか、そういったものが申請の対象っていうか、仕事づくりですね、仕事創生の中に含まれるっていうような例に挙がっております。

DMOというのは、愛知県なんですけども、奥三河観光協議会と愛知県とともにですね、この地域で1つの法人登録をしまして、観光客を名古屋だとか、そちらのほうから呼ぶという事業であります。それにこの高速バスを使って観光客を誘客すると。そういう事業で広域間の連携となっております。

若者に関しましても、これは国の内閣府のほうに直接確認したんですけども、今回のこの地方創生加速化交付金というのは、総合戦略を勢いをつけるという意味もあるということ。それで粗削りでもですね、信念のある事業をぜひ積極的に挙げてくださいというような話でありました。若者に関しても、今回の事業からは新城市だけではなくて、広域連合だとか、あと東京のほうの若者との連携だとか、そういったものを考えてやっていくということから、また新城を震源地とした、この若者議会を全国に広がっていくという、そういう意味も込めて先駆性がある事業ということでエントリーいたしました。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 歳入のほうですので、個別の事業の詳細については、またほかの委員の皆さんから質疑が出てますので、そちらへお任せするとしまして、今、高速バスについては愛知県と広域連携という形での事業ということで、いただいた基本資料を見ますと、DMO関係で愛知県が5千万円でしたっけ、新城市のほうは6千万円近くだったと思うんで

すけど、これはセットで交付をされるものなのか、愛知県が採択されて新城市がなくてとか、新城市があってなくてとか、個別じゃなくて、これはセットで必ず交付されるものなのかということをお聞きしたいのと、これ当然それぞれの事業については、事前にそれぞれの協議なり相談をされた上で今回申請されていると思うんですけども、2月中旬までに計画提出されて、資料によりますと、3月中下旬に交付決定がされるということは、ひょっとしたら3月、今の定例会中に結論が出るのかなと思うんですけども、事前協議から審査、それから採択の見込み、それから不採択の場合とか、その辺についての見解を少しお聞きしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤地域創生室長。

○加藤千明地域創生室長 まず、一番最初ですけれども、愛知県と新城市のこの事業が一緒にセットで採択されるかどうかということなんですけども、これに関しては国のほうが内閣府の審査によって決まりますのでわかりませんが、セットというふうに思っております。

それと、続きまして、事前協議、内閣府との事前協議なんですけども、1月20日と1月27日に事前審査を終えております。

そして、今、交付決定がですね、3月中旬というような話だったんですけども、2月17日に実施計画のほうを国に出しまして、3月中旬に交付事業の決定がされます。交付決定は3月下旬になるというような形を聞いております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そういうスケジュールだということなんですけど、確実に決定するとはわからないということだと思っておりますけども、それをちょっとあれかもしれませんけども、資料によりますと、一自治体が2件程度で、あと県が5件程度ということで、全国の自治体がこの1千億円を目指してぱっと申請すると、

件数で幾つぐらいになるのかわかりませんが、かなりの競争率になるのかなと思っておりますけども、そんな中で今回の充当事業が全国に先駆けて先見性があると判断される事を願っておりますけども、そういう状況の中で、この不採択の場合の対応は、これ歳入で聞いていいのかわかりませんが、採択の場合、要するには、事業をやめるっていう判断じゃなくて、一般予算あるいはほかの財源を使ってでもこの事業は当然やっていくという判断でよろしいのか、その辺についての見解をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤地域創生室長。

○加藤千明地域創生室長 この事業をやっていく予定であります。

今回のこの3月補正がですね、この3月、加速化交付金が認められなかった場合はですね、今度、新年度、平成28年度のほうの地方創生の推進交付金のほうにもですね、エントリーをしたいというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入14款の質疑を終了します。

これより歳出1款議会費の質疑に入ります。質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、歳出の1-1-1 議会費、人件費になります。ページ数は21ページでございます。

議員報酬が全体で50万円の増額になるものは、私としてはやめるべきだと考えますが、認識を伺います。

○丸山隆弘委員長 伊田議事調査課長。

○伊田成行議事調査課長 議員報酬が全体で50万円の増額をやめるべきということでありまして、議員報酬につきましては全員協議会で説明のほうをいたしましたけれども、改選に伴い、議長、副議長が1日重複したた

め6千円を増加するものであります。

また、1月8日付で新城市特別職報酬等審議会会長から市長へ答申され、議長に報告がありましたとおり、議員報酬につきましては、今回は改定のほうはやっておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今、話でございますと、全員協議会で説明があったということと、あと改選に伴い、審議会でも答申が出ているのでという話でございましたが、人勤での話でも給料を上げろというふうな形が出てきてございますし、そういった話し合いの中で、全員協議会というのは議事録も残りませんし、また何かをね、表決権を持っているという議会ではありませんので、こういった議員報酬を上げるということは、やっぱり時間をかけてですね、総務消防委員会で付託するようなところも含めて、豊川市や中野区はやっておりますので、議論するべきだったと思いますが、いかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 伊田議事調査課長。

○伊田成行議事調査課長 浅尾委員が言われているのは、議員期末手当についてのことだと思われまので、それについて説明をさせてもらえばよろしいでしょうか。済みません反問権みたいになってしまいますが。

議員期末手当につきましては、こちらも全員協議会のほうで平成22年からの経緯でも説明のほうをさせていただきましたとおり、新城市議会独自で率を設定することは大変困難であるということから、率につきましては市の職員、特別職の職員が人事院勧告に準拠した措置を講ずると同様に、同勧告等を参考にした県からの通告に基づき、遡及すべきであると考えております。

また、議会運営委員会で協議をした後に全員協議会のほうで説明いたしまして、何ら意見もありませんでしたので、今回は議員全会一致というふうに考えておりました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出1款議会費の質疑を終了します。

次に、歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、第41号議案 平成27年度新城市一般会計補正予算（第7号）でございます。

歳出の2款1項20目地域活性化事業、高速バス運行事業、ページ数は23ページでございます。

新城、名古屋間の高速バス運行に関する下記4点についてお伺いいたします。

まず、1点目、運行委託料の約6千万円の内訳は。

2つ目、運行開始時期と運行経路及び運賃体系は。

3つ目、1日3往復と報道では書かれておりましたが、これは本当でございますか。

4つ目、目標値を1日120人と試算しているが、達成の可能性はあるか。

以上、4点お願いいたします。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 それでは、1点目の委託料の内訳から順にお答えをいたします。

委託するバス事業者において、新城市専用の高速バス、新車両1台の用意を含めた運行を委託する予定で、内訳といたしましては、資料要求がございました、お手元の資料1ページにもございますように、バス車両代、約3,800万円とバス事業者への運行委託料、約2,300万円でございます。

2点目の運行開始時期といたしましては、7月を予定しております。

運行経路といたしましては、新城市民病院

前、新城市役所など、既存のバス停に停車し、新東名新城インターから高速道路に入りまして、名古屋インターでおり、藤が丘を經由しまして、長久手古戦場駅までのルートを考えております。

運賃体系といたしましては、現在の案としまして、1乗車千円を予定しておりますが、利用状況やニーズに応じまして、回数券や定期券についても検討をしております。

3点目の1日3往復ということにつきましては、車両1台での運行を予定しておりますので、安全に運行するためには1日3往復が限度だと考えております。

なお、土曜日、日曜日、祝日については、1日2往復の運行を考えております。

4点目の達成の可能性につきましては、1日3便で1運行当たり20人、往復で6回運行するとしますと目標値に達しますので、この目標値に向けてさまざまな媒体を通して、少しでも多くの人に乗車していただくようPRをしております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、再質疑をさせていただきます。

1問目から順次でございますけれども、今、新しい車両を、バスを導入するっていう形で、資料要求をさせていただいた中身を見てもわかるんですけども、この新車を購入して市が所有して、すべてあと上のほうにも、上段に内訳が書いてあるんですけども、いろんな経費、当然これかかる経費、1年間の経費を12で割って月数を出して2,250万円っていう形を出してあるんですけども、まず1点目、この中でですね、この一般管理費、恐らくこれ市が運行するっていうよりも、どこか地元のバス会社に委託に出すんじゃないかなと思うんですけども、この辺はどこのバス会社にこう指定して委託を出し、また一般管理費等のこの650万1千円っていうのが恐らくバス

会社の管理経費になっていくんじゃないかなと思うんですけど、その点について、もう地元のバス会社っていうか、委託に出すところが決まっているのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 お答えします。

先におっしゃった新車両の所有はですね、あくまでも新城市ではなく、バス事業者の所有となります。よろしいでしょうか。

それからですね、どこの業者が決まってるかということについては、これからですね、お認めいただき次第、準備を進めてまいります。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 バス事業者がっていうことですけど、この3,780万円、本体価格の中に書いて、これ市の税金っていうか、市の予算の中で盛り込んであるということは、市が買うということではないんですか。事業者に買わせるわけですか。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 そのとおりでございます。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 じゃあ、この6千万円の予算が盛り込んであるっていうことは、そうすると歳入のどこかに業者からこのバスの費用が入ってくるっていう、歳入予算っていうか、そこは計上されておるわけですね。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 それにつきましてはですね、先ほど地域創生室の加藤室長からお答えしましたように、加速化交付金が10分の10入ってくる見込みでありますので、財源としてはこれを充てるということでございます。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それじゃあ、2点目のほうにいけます。

運行経路のことを先ほどちょっと答弁いただいたんですけども、資料等、通勤、通学つ

て言うか、そういうのを計らうためにもって
いうことで、実際に今、聞いておりますと、
市民病院から市役所を経由して高速に乗って
っていう形ですけど、名古屋の駅前って言う
か、駅周辺には入らず、藤が丘、また長久手
という形の中でいくと、なかなか通勤、通学
っていうわけにはいかないと思うんですけど
も、この藤が丘とか長久手という意味は、ど
ういう形でそこを停車駅にしてきたのかとか、
考えたのかということをお聞きします。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 名古屋市東部に考えて
おりましたのは、やはり名古屋市内の中心地
に入りますと、当然、車ですので、交通事情
等によってですね、なかなか到着の時刻がで
すね、計算できない場合もありますので、東
部を中心に考えております。

どうして今おっしゃった藤が丘駅にしたか
と申しますと、藤が丘駅につきましてはです
ね、御承知のとおり、地下鉄の東山線の始発
でございますので、座って必ず乗れると。

ですので、名古屋の中心地へ行くには、栄、
例えば名駅のほうに行くにも、東山線の藤が
丘駅で乗っていただければ必ず座って乗れる
ということであります。

それからですね、もう1点ですが、藤が丘
駅にですね、リニモがありまして、愛知県立
大学、それから愛知県立芸術大学、愛知医科
大学、農業大学、これがですね、藤が丘駅に
アクセスできますもんですから、こちらの大
学へ通う大学生については、藤が丘まで、こ
の高速バスを使っていけば学校へ通学ができ
ると。

それからですね、長久手の古戦場につつま
しては、愛知学院大学、愛知医科大学、名古
屋学院大学、名古屋学芸大学が古戦場駅から
スクールバスが出ておりますので、これにも
乗れるということで、名古屋市の東部を中心
に、このルートを考えました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今の答弁聞いていますと、
通勤、通学の利便性を高めるような答弁の内
容だったと思うんですけども、今の朝の1日
3往復という先ほどの答弁の中から、今、予
定をしてる大体、朝、新城、何時ごろスター
トして長久手、名古屋に何時ごろ到着って言
うのかな、という計算で1日3往復、3往復
の内訳ですけど、朝と昼と夜の夕方なのか、
わかりませんが、その辺もう一度ちょっと
と答弁をいただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 朝の1便はですね、新
城市民病院前を7時に出發して、名古屋イン
ターの通過予定時刻が8時ちょうどです。藤
が丘が8時15分、長久手の古戦場駅が8時
30分でございます。

帰りが、長久手の古戦場駅9時に出發して、
新城市民病院へ来るのが、戻ってくるのが
10時半でございます。これが1便でございま
す。

第2便が、新城市民病院を11時に出發をい
たしまして、名古屋インター通過が12時ちょ
うど、藤が丘が12時15分、長久手の古戦場
駅が12時30分でございます。この便が今度、新
城に帰ってくるのが、長久手の古戦場駅を
14時ちょうどに出發して、新城市民病院の着
が15時30分でございます。これが2便でござ
います。

第3便が、新城市民病院を16時ちょうどに
出發して、藤が丘が17時15分、長久手古戦
場駅が17時30分です。この便が3便でござい
ます。この帰りがですね、長久手の古戦場駅を
18時ちょうどに出發して、新城市民病院着が
19時30分の予定でございます。

先ほど答弁しましたように、この第2便を
休日は運行しないで1便と3便の2往復とい
う予定でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今の予定の運行時間について聞いてみたんですが、なかなかこの時間帯でうまく乗れるか乗れないかっていう問題もこれから出てくると思うんですけど、本当にこの高速バスを走らせて市民の利益につながるかなってところがちょっと疑問だなと思っております。

もう少しちょっとお聞きしたいんですけども、先ほど運賃は、運賃体系は片道千円かな、片道千円だと思ったんですけども、往復2千円という料金になるわけですけども、これはある程度、定期とか、そういう定期発行もするのか、その都度、買い増しって言うのかな、そういう運賃体系についてはちょっともう少し答弁をいただきたいと思うんですけども。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 これにつきましては、まだ採択前でございますので、これからですね、バス事業者と、決めたですね、委託するバス事業者と詰めてまいります。先ほど答弁をいたしましたように、回数券ですとか定期券についても利用状況、それからニーズ等に応じてですね、これから検討してまいります。

○丸山隆弘委員長 加藤委員、続いてお願いします。

○加藤芳夫委員 続きまして、2款1項20目、地域活性化事業でございます。若者が活躍できるまち実現事業ということで、ページ数は23でございます。

各種委託料がいろいろ計上されております。それぞれの事業内容と事業費及び委託先をお聞きします。

また、この事業によってどのような効果、または成果を求めていくのかをお伺いいたします。

○丸山隆弘委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 それでは、今回の補正予算のうち、委託料を計上しておりますのは、25歳成人式開催委託料を初め、合

計8事業の委託料を計上してございます。

それぞれの事業内容と、それから事業費及び委託先について、順にお答えを申し上げます。

まず、25歳成人式開催事業につきましては、この20歳の成人式を終え、社会の厳しさを経験し、そして成長し、自立をした25歳が生まれ育ったまちで愛着のあるまち、新城に市内外から集い、同級生のつながりを再構築することで、出会い、気づき、交流が生まれることを目的に開催するものでございます。

事業費につきましては、202万6千円で、昨年度と同様に、25歳成人式実行委員会への委託を考えております。

次に、盆ダンス開催事業につきましては、今までのこの盆踊りのイメージを一新し、老若男女だれもが気軽に参加でき、音楽とダンスで地域の活性化につなげることを目的に開催するものでございます。

事業費は70万円で、今年度と同様に、盆ダンス実行委員会への委託を考えております。

次に、若者ITチャレンジ講習事業につきましては、このウェブアプリケーションを自分でつくれるようになるための講座を受講して、そして新城に住みながらウェブプログラマーとして活躍でき、新しい仕事の形の創出につなげることを目的に開催するものでございます。

事業費は60万円、委託先につきましては今年度と同様に、東京で起業した新城出身のプログラマーへの委託を考えてございます。

それから、次にプランコンテスト実現事業につきましては、今年度末に開催いたしますプランコンテストで全国の若者が提案した事業を地域と協力をして実施をする事業でございます。

事業費は200万円で、公募による実施者への委託を考えております。

以上が、今年度実施をいたしました若者総合政策実施事業の継続事業でございます。

次に、この若者議会放送業務委託料77万8千円につきましては、ディーズに、また若者議会議事録作成委託料5万2千円につきましては、複数の会議録反訳業者から見積もりを徴して委託先を決定しようと考えております。

それから、「お喋りチケット事業」につきましては、委託料42万6千円で、市内福祉関係団体と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

また、若者議会特化型PR事業につきましては、委託料150万円で、平成27年度選定をいたしました委託業者への委託を考えてございます。

この2事業につきましては、昨年御報告いたしました若者議会から答申された事業でございます。

最後に、このいずれの事業も若者が地域の課題を考え、まちづくりの政策をみずから提案するプランナーとしての育成と若者みずから提案をした事業が実施されることで、まちづくりへの関心を高め、当事者意識を育てるプレイヤーとしての育成を行い、「若者が活躍できるまち」、「世代のリレーが活躍できるまち」を目指して、若者の力を生かすまちづくりを継続的に進めるものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ありがとうございます。たくさんいろんな事業を盛り込んで行っておるわけですけども、1点だけちょっと確認をさせてください。

非常に、資料もいただいて見ているんですけども、このいろんな賃金とか報償費等ですね、かなりの回数の会合って言うかな、計上させて、するんですけど、本当にこれ1年間でこう相当の回数を重ねていろんな計画を立てられていくのかなって言うことで、全部有償でこう計算させて、予算計上しておるんですけども、年間これだけの回数って言うとか、かなり若い人って言うか、多分、恐らく昼間

はお仕事を持っておりますので、夜の会合かなと思うんですけども、現実これは定員いっぱいの子の計算だと思うんですけども、これだけの回数って現実行う予定って言うのか、計上してるのでその予定なんだと思うんですけども、これだけ非常にハードだなと思うんですけど、今、市としてはどのようなお考えですか。

○丸山隆弘委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 これにつきましては、特に今年度の実績に基づいて、いろいろ見積もりをしておりますが、何にしましても昨年度初めての事業でございましたので、またその経験を生かしながら、当然、効率的な運営を目指してまいりたいと思っております。

予算としましては、当然そういった実績に基づいて見積もっておるということでございます。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 それでは、通告に従いまして、お願いします。

41号議案の平成27年度新城市一般会計補正の第7号であります。歳出の2款1項20目地域活性化事業、高速バス運行事業、23ページであります。

高速バスの委託料っていうのが市内から名古屋への運行経費となっておりますが、いつ、どのように委託をされ、その費用対効果の分析はどのようにされてみえるのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 お答えします。

高速バスの運行委託につきましては、本会議で承認され次第、速やかに契約に向けて準備を進めてまいります。

これは先ほども加藤委員の御質疑にもお答えしましたが、この委託料の中には、新車両を用意する経費も入っております。中国人観

光客の増加でバス需要が非常に多く、納車までに1年程度かかることから、バス事業者におきまして、少しでも早く発注をしたいということでもあります。

委託方法といたしましては、道路運送法等、法令に適合した事業者を選定する予定であります。

費用対効果の分析につきましては、自然豊かな新城市に住みながら、名古屋市近郊へ通学、通勤できる環境を整え、定住人口の流出抑制を図るとともに、観光客の誘客による交流人口の増加を目指し、多くの名古屋圏の人たちに新城を知っていただき、訪れていただくための先行事業であると考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして、質疑のほうさせていただきます。

2-1-2電子計算費、電子自治体推進事業、ページ数が21ページになります。

2点あります。

1点目が、1億4千万円、国からの補助金は890万円ですが、この事業のお金を使ってですね、情報システムの強靱性向上モデル導入に使われると言いますが、その具体的な事業内容を伺います。

(2)委託料が発生するようですので、委託先を伺います。

○丸山隆弘委員長 夏目情報システム課長。

○夏目 茂情報システム課長 国庫補助事業である自治体情報セキュリティ強化対策事業の中で、今回行う事業内容につきましては、仮想化技術を利用しまして、人事給与、財務会計、庁内LANなどの業務用のシステムが総合行政ネットワーク(LGWAN接続系)にありまして、それとWeb閲覧やインターネットなどのインターネット用のシステム(インターネット接続系)との通信が可能な

いように分割するというものです。

導入を予定しているシステムにつきましては、サーバー上に仮想環境を用意して、複数のオペレーションシステムを動作させる技術で、仮想環境はサーバー上で動作しておりまして、職員の端末には画面だけが転送される仕組みになっております。そのため、あたかも職員の端末では幾つもの業務が処理されているように操作できて、万が一、ウイルス攻撃等があった場合でも、仮想されたサーバー上で駆除できるため、各端末には影響がないという安全なシステムになっております。

続きまして、2番ですけれども、入札により委託先を決定するため、現段階では決定をしておりませんが、入札指名予定業者の要件としましては、本市の情報システムの導入や保守維持管理等に関して取引実績がある業者で、当該仮想化技術の導入実績、納入能力がある業者を予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、再質疑をさせていただきます。

今、話のほうを聞きますと、こう仮想な場所って言うか、仮想をつくって、そこで何か問題があっても仮想の空間の中で処理ができるというふうな形で、かなり大きなプログラムの改修になるのかなというふうにはちょっと聞いて聞きましたけど、このシステムの資料も読ませていただきました。

その中で、2つ疑問があるんですが、いわゆるこのクラウドシステムの自治体、クラウドの中で、豊橋市が東三河の自治体で入っていないんですけど、これは国からの方針では、地方公共団体が同一方針で対応するというふうになってるんですが、豊橋市が入っていないのはなぜかというものが第1点と、あと2つ目には、金額がかなり大きいなというふうなところで、保守点検や委託も毎年かかると、相当な今後負担がかかるんじゃないかなとい

うふうに思っているんですが、市民の中からはですね、新たな公共事業ではないかという声もありまして、そういった状況に市の当局の認識を伺います。

○丸山隆弘委員長 夏目情報システム課長。

○夏目 茂情報システム課長 まず、1点目でありますけれども、自治体クラウド、今、豊川以北でやっとなる自治体クラウドに豊橋市が入っていないということですが、こちらにつきまして豊橋市さんは、よその市のことを言うのはあれですけど、豊橋市と岡崎市は既に自治体クラウドをやっております、その関係もありまして、こちらの豊川以北のクラウドには入っておりません。というのが事実あります。

それと、今後の補修委託料等の御心配ですが、現段階では補修委託には年間60万円ほどかかるというふうに予定をしておりますので、ほかの今回ほかにありましたクラウド等でサーバー等の補修委託料が下がった部分で十分賄える金額になっておりますので、そこら辺は御心配ないと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 2点目の再質問なんですけど、入札で行うものですから、委託先はまだ決まってないよというお話だったんですが、内容の規模から言いますと、やはり小さな零細企業の会社がつて言うよりも、やっぱり1億4千万円かかる事業ですし、そういう仮想サーバーっていうような、仮想的なプログラムもつくらないけないっていうことで、やはり条件を満たす企業というのは、大きい企業が対象になる、ならざるを得ないという認識でいいのかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 夏目情報システム課長。

○夏目 茂情報システム課長 ソフト的には大きな企業でなくても、要するにソフトはほぼ似たようなソフトがありますので、そちらから入るということで、あとシステムを組む

というかですね、管理する能力さえあれば、比較的小さな、大きさ、大きい、小さいってちょっとどういう判断するのかっていうのがありますけども、小規模な地元の企業でも入らないことはないというふうに考えてはおります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員、引き続きお願いします。

○浅尾洋平委員 それでは、引き続き次の質疑に入らせていただきます。

2-1-7財産管理費、財政調整基金積み立て事業、ページ数が23ページになります。

4億7千万円もの原資積み立てを行っていますが、この財源はどこから来たものなのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 今回行います財政調整基金への積み立ては、本年度における歳入の一般財源総額が当初よりも増加する見込みとなりまして、歳出の一般財源総額を上回る事が確実にになりましたので、その差額分を将来の財政負担に備えて積み立てることにしたものでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ちょっと確認なんですけど、差額分が余ったと言うか、こう計算上確定したよということで、基金に入れたよということで、全体的な予算が余った、使われなかったものがまとまったら4億7千万円になって、それを財政調整基金に振り分けたというイメージでいいの、伺います。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 はい、そのとおりでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、引き続き進めていきます。

次の2-1-20地域活性化事業、高速バス運行事業になります。ページ数、23ページです。

2点ございます。

1点目が、6千万円もの予算が支出されますが、高速バス運行事業の計画を時系列で伺います。

(2) 支出の内訳、委託先を伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 お答えします。

これまでの答弁と重複するところが多々ございますが、御了承いただきたいと思えます。

1点目の事業計画につきましては、本会議で承認され次第、速やかに契約に向けて準備を進めて、7月の運行開始予定前までに新聞広告等でPRを図っていく予定であります。

その後、大学生の入学から卒業までを1つのスパンと考えまして、まずは平成28年度から平成32年度までの5年間、利用者のニーズ等を検証しながら、継続的に事業展開を図ってまいりたいと考えております。

それから、2点目の内訳、委託料につきましては、先ほども加藤委員の御質疑にもお答えしましたが、支出の内訳といたしましては、バス車両代、約3,800万円とバス事業者への運行委託料、約2,300万円で、委託先につきましては、法令に適合した事業者へ委託する予定でございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 バス事業のほうを始めるといふうな話でございましたが、先日、資料請求のほうさせていただいて読ませていただきました。

この中にですね、論点形成シートのごとでございます。論点形成シートの中に、このバス事業ですね、新たな交通手段をつくることだよということがわかったんですが、なぜ高速バス運行がここに至る経緯の中で書いてあるんですが、暮らし、市民が感じている暮らしにくさの解消と交流人口の増加を図るといふうに形成シートには書いてありまして、それがこうバス事業とちょっと私はよくわか

らないんですが、この論拠となった裏づけですが、平成22年度の国勢調査の若者アンケートで見たところ、名古屋と新城の間の通勤、通学をしている方がいるということもわかったんですが、しかし通勤、通学とかっていうのは、大学もそうですけど、住んでるところとか行く先っていうのはばらばらだと思うんです。やはり通勤とかには電車とかおくれがありませんし、通勤とかマイカーのほうが便利だという方もいます。高速道路の利用するバスがですね、今回暮らしにくさの解消っていうのがちょっと私自身、結びつきません。

新城の市役所の有志の会議でね、提案されたということなんですが、費用対効果っていうのは今後大丈夫なのかという検討されたのかどうかっていうのを伺いたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 先に質問された件ですけれども、人にもよるかと思うんですが、今現在ですね、名古屋市のほうへ通勤、通学する際には、国府駅へですね、車を置いて、そこから名鉄に乗って行かれる方、それからJRで豊橋等で乗りかえて名古屋近郊へ行く方とか、いろいろあるかと思うんですが、今回、新東名の開通に伴いまして、近くにインターができたということで、これをみすみすですね、このチャンスを逃すことはないものですから、これをインパクトとしまして高速バスを計画したわけなんですけれども、高速バスに乗っていきますと、先ほど申し上げたとおり、約1時間で名古屋へ入れるということもありまして、今まで名鉄にしろ、JRにしてもですね、一度乗りかえなければ目的地に着けなかったものが、今回は一たん高速バスに乗りさえすれば、乗りかえなしで名古屋近郊まで到着できるということで計画した計画でございます。

それから、2問目の、なぜそれが費用対効果ということなんですが、それにつきましてはですね、先ほど山口委員からの御質疑があ

ったとおりでございまして、なかなかですね、新城市に住んでおりますと、今、申しましたように、交通アクセスが整備されていないものですから、今、申しましたように、いろんな乗りかえ等をして2時間近くかかっておったものが1時間ぐらいで行けるということでの利点が非常にあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、わかりました。ちょっと細々、ちょっと質疑させてもらいたいんですが、高速バスが早いというふうにおっしゃるんですけど、本郷から名古屋駅までっていうところまでは30分かかるんですね。

ですから、藤が丘駅でおりても、そこからまた名古屋駅行くまでには地下鉄通ったりだとか、また時間を割くというところで、名古屋駅、皆さんに聞くと、名古屋駅直通で行けるかと思ったって言って、非常にそこで残念がるんですね。そこでメリットが名古屋駅じゃないんだっていうところでたくさん声がいただいたもんですから、結局、豊橋まで出て名鉄で名古屋に、駅に行くというふうな時間も結局乗りかえが発生することを考えれば、バスで行っても電車で行っても同じではないかっていうふうな声があったんですが、その件はどう認識されてるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 先ほどもちょっとお答えしたかと思うんですが、人それぞれによってですね、当然、先ほどから言うように、目的地は違うかと思えます。栄に行きたい、それから名駅に行きたいっていう方、いらっしゃるかと思うんですが、先ほども答弁しましたように、東部地区に、名古屋の東部地区にスポットを当てたというのはですね、ことしの12月に、民間企業ですけども、イオンモールが長久手にオープンするというので、翌年度には家具のイケアもオープンするという

ことで、そういったこともありまして、先ほどから言うように、大学等もですね、アクセスが非常に藤が丘からあるということもありまして、東部にスポットを当てたわけなんですけれども、そういったことで、やはり先ほどから言うように、どうしても、確におっしゃるように、1回、藤が丘でおりて乗りかえは必要になってくるんですけども、やはり人によって目的が全然違うもんですから、そこで自由選択をしていただくという形になるかと思えます。料金体系としては、恐らく1回は乗りかえなければ行けないですけども、料金的には千円であれば安くなるのではないかなと見込んでおります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では、発がって言うか、行き場所が新城市民病院と市役所から出るっていうことなんですけど、そこへ行くまでのアクセスとして、Sバスがそこにこうダイヤ調整して高速バス乗りかえすぐ行けるような形っていう運行法を考えていることはありますか。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 市民病院から市役所前を通過して旧道を通りまして、三河東郷駅の前を通過してもつくるの前を通過して行くルートでおるんですが、そうしたのですね、やはりJRを使って新城駅まで来て、もしくは三河東郷駅まで来て、そこで高速バスに乗りかえるとか、そういったことも想定しております。この時間についてはJR、それから先ほどおっしゃるSバス等の時間等にもなるべく合うような形で想定しております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今現在ですね、通勤、通学で藤が丘、長久手方面に新城から通っているという調査をしたのかどうか。

また、調査をしたら、それが今現在、何人いるのかっていうのを教えていただきたいん

ですが。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 今の御質疑ですが、調査はしてございません。

ですので、資料はございません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 やっぱり早急に8,200万円、初年度使いますので、ぜひ費用対効果なども含めてですね、6千万円が委託費で年間の運用が2,200万円になると思いますので、6千万円ですか。そこはじゃあ予算は2千万円以上かかるという予算ですので、ぜひ通っている方の調査をして、何人この利用者がね、いるのかということをやっていたらいいなと思うんですが、あと話を聞いてみると、通学の方を目標に結構していると思います。話も5年間のニーズを見てまた考えていくんだという答弁もありましたが、やはり総合戦略の策定に当たって、観光客の方々もターゲットにしておりますので、やはり観光客はじゃあどうやって呼ぶのかというふうに思って私、市民から聞きました。

市民の方はですね、市街地の市役所だとか市民病院に着くのではなくて、湯谷温泉発でこのバスを名古屋間の人たちを呼び込んで、そういうアイデアはない、やったほうがいいんじゃないかっていう声もありまして、私もどうだなと思うんですが、やっぱり湯谷温泉の呼び込みに発着地点に置くというバスの運行は考えたのかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 今、御指摘のとおりですね、名古屋圏からの誘客ということに鑑みますと、やはりのぼりまつりですとかもみじまつりですとか新城ラリーですとか、そういった直通的なバスがあるということであれば、恐らく名古屋圏から市の高速バスを使ってこちらのほうに来て、今、浅尾委員がおっしゃるように、もっくる等で乗りかえをして、もっくるから湯谷温泉へ行くというようなこと

も、お客さんも出てくるかと思えます。そこから辺はですね、今後ですね、関係課といろいろ詰めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 このように、高速バスの運用には2千万円以上のお金がかかるというふうなことで、やはりもっとこう今回のこの形成シートを読みますと、庁内の会議の中でですね、バスのお金っていう案が出たと思うんですが、その一方でですね、やはり18歳までの医療費の無料化も年間2,300万円です。できますので、やはりそういった総合戦略の大きなくりの中で、そういった医療費の無料化にやったほうがいいじゃないかっていう声が出たのかどうかというふうに聞きたいんですが。

この話を言うのは、バス運行を利用できるのは一部にとどまるわけです。

ですから、通勤、通学、観光で行くっていう、その目標を合致した人だけがこの恩恵を受けられるという予算になりますので、そういった18歳までの医療費の無料化とか、そういった福祉とかにお金をかけるのはどうかと。

○丸山隆弘委員長 浅尾委員に言います。質疑通告に沿って質疑を行ってください。

○浅尾洋平委員 庁内会議ですので、庁内会議で高速バスが出たということですので、庁内会議でそういった予算の枠組みを、意見が出たかどうかだけお聞かせください。

○丸山隆弘委員長 加藤地域創生室長。

○加藤千明地域創生室長 庁内会議ではなくて、総合戦略を作成するに当たってのプロジェクト会議だとか推進会議の中で、医療費の無料っていう話は出ておりません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、続けて次の質疑のほう入らせていただきます。

2-1-20地域活性化事業費、若者が活躍できるまち実現事業、ページ数は23ページに

なります。

1、若者会議委員報酬が90万円の内訳を伺います。人数、日数など。

2、若者チャレンジ補助金審査委員報酬6万8千円の内訳を伺います。人数、日数、内容等。

3、25歳成人式の委託料と委託先を伺います。

4、盆ダンスの委託料と委託先を伺います。

5、若者ITチャレンジ講習運営事業の内容と委託先、委託料を伺います。

6、「お喋りチケット事業」の委託料と委託先を伺います。

7、若者議会特化型業務とは何か、委託先と委託料を伺います。

8、プランコンテスト実現事業とは何か、委託料と委託先を伺います。

9、ふるさと情報館改修工事の内容と事業費を伺います。

10、若者チャレンジ補助金とは何か、伺います。

○丸山隆弘委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 失礼をいたします。この若者議会の委員報酬を初め、10の事業について質疑をいただきましたが、議会からの資料要求と全く同じものでございました。

したがいまして、この御質疑いただきましたことにつきましては、この議会からの資料要求により提出をさせていただいた資料のとおりということでございますので、よろしくお願いたします。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では、特に答弁はないということですか。

○丸山隆弘委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 答弁はないということございませんで、先ほど繰り返しますが、お答えいたしましたとおり、この資料要求と全く同じものでございましたの

で、資料につきましては提出をさせていただきましたので、それで同じということでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私は質疑通告を数日前にちゃんとして、答弁を聞きたいと思って通告をしております。

また、さっきの山口委員には答弁のほうをしているという対応をされてるのに、なぜ私だけこの資料だけでね、答弁が終わると。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員に言います。2問目以降あるいはですね、次の質疑に入ってください。

なお、中身におきましては議会運営委員会において協議済みでありますので、よろしくお願いたします。

また、資料提供もされております。よろしくお願いたします。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 これはオープンな議会の中で傍聴者もいて、市民がわかるようにということで説明をするということが民主主義ですので、発言のほうさせていただきたいと思ひますし、やはり今後ちゃんと答弁のほうをつくらせていただきたいなと思ひております。

それでは、第1問の再質疑のほうをさせていただきます。

こちらですね、資料要求のほう読みました。読みますと、若者議会ですね、委員が1人当たり総額4万5千円もの報酬を得ているということがわかりました。

その中には、やはり未成年の方もいらっしゃるわけで、基本的にですね、こういったまちづくり、若者の意見を言うという形は選挙で選ばれていませんので、やはり若者はこうボランティアにこう、するべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 この若者委員につきましては、条例で定められた年齢要件

の委員でございます。

したがいまして、委員の皆様方に対して、定められた報酬をお支払いするというものがございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 費用弁償のほうの話ですの、あわせて資料要求のほうから再質疑のほうさせていただきますが、この若者委員の方々とか審査委員、学識経験者、随員職員の方々が東京の文京区や鯖江市、また小布施市などに出張しておりますが、旅費と費用弁償のほうを合わせますと130万円かかって行っております。これは公費を使って視察報告っていうのをやっているのかどうか、お聞きします。

○丸山隆弘委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 お答えいたします。

この資料に記載したものは予算でございますので、今度行く見込みということでございます。よろしく申し上げます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 じゃあ、視察報告を市民の前とかで行うという予定はありますか。

○丸山隆弘委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 これにつきましては、当然、若者議会ということでございますので、そういった議会の中で御報告をしたり、それからホームページ等で御報告をしたりということで考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、2番目の再質疑のほう入ります。

若者チャレンジ補助金審査委員報酬6万8千円の内訳を行うということで質疑をさせていただきました。

こちらのほうも資料のほうを見せていただきましたが、この事業の交付要綱を読みました。読みますと、非営利という内容でね、ございましたが、審査もですね、ボランティア

にしたらどうかと私、思っております。

なぜかと言いますとですね、この新城市若者チャレンジ補助金交付要綱がここにあります。その中にですね、前項、3条の2なんです、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としないという中に、第1にですね、利益を目的とする事業と。つまり非営利なんですね。こういうふうには要綱に掲げてある事業になりますし、また第5条によりますと、補助の対象となる経費は補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし次に挙げる経費は補助の対象としないということで、第1項に示されているのが人件費でございます。こういった性質のですね、事業になっております。

こういった性質の非営利な事業計画の中で、審査員だけはですね、6万8千円というお金を払うということなんです、やはり私としてはですね、ボランティアに逆にすれば、市民にも評価されるのではないのでしょうか。認識を伺います。

○丸山隆弘委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 お答えをいたします。

ただいまの件につきましては、この条例に基づいてこれも実施をしてございますので、よろしく願いいたします。

なお、この対価につきましては、やはりこのチャレンジ補助金の審査を責任を持っていただくとということから有償ということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 やはり非営利のね、まちづくりという形なのに、何で審査委員だけがお金をもらうのかなというふうに思いますし、そういったことが市民に知れ渡れば不公平じゃないかというふうに言われますし、まちづくりでも審査委員はね、もらっておいて、私たちの事業をやるほうはそういったお金がな

いということにやっぱり疑問をわく方々がいると思いますので、ぜひそこは考慮をしていただきたいし、そこはしっかり理由づけを考えてほしいなと思っております。

それですすね、盆ダンスのことなんですが、去年は何人来たでしょうか。お伺いします。

○丸山隆弘委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 昨年度の実績でございますが、500人以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それは数えて500人来たということですか。調べた方法を教えてください。

○丸山隆弘委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 先ほど昨年度で、今年度でございます。訂正をさせていただきます。

これについては予算でございますので、今年度の実績を持ってということで先ほどお答えしたということでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 盆ダンスについては去年もやっていると思いますので、去年の実績の数字はどのようにして出したものでしょうか。お答えください。

○丸山隆弘委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 これにつきましては、来場者には啓発等の記念品という参加賞、参加の物をお渡しをしております、うちわとか、そういうものですが、そういったことから人数の積み上げをしております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 参加賞と言っても、2つ持っていく方もいるし、外出てまた来るという形でっていう形もあると思います。現場ではですね。そういう中で500人だというふうな話だったと思いますが、6番の「お喋りチケット」の事業の委託料と委託先のほうで再質疑をさせていただきます。

先ほどの盆ダンスも70万円だとか、いろん

なお金出てます。これすべて市民のお金ですので、やはり厳しく査定のほう、議員としてさせていただきますので、よろしく申し上げます。

こちらのチケットなんですが、チケットを高齢者の方とお話をして、もらったという若者との雇用契約はどうなっているのでしょうか。社会福祉協議会が責任を持つ場合、「お喋りチケット」の事業は、普通、介護師や福祉士が専門、免許を持っている専門の仕事だというふうに私は思っていますが、例えば高齢者の個人情報や専門知識のない、かつ介護、看護の資格をね、持たない若者が取得することになります。これが許されるのかどうか。

また、もし空間的に限られた場所に入っていきますので、もしも事故や事件がその場で起きた場合、市の責任はどうなるのでしょうか。

私が思うには、そういったいろんな万が一のね、対応策が明らかになっていない以上、中止すべきだと思うんですが、そういった個別情報、個人情報の扱いをどうするかとか、万が一の事故のときはどういうふうな対応を取るのか。そういった市の対応の意見を伺います。

○丸山隆弘委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 これにつきましては、先ほど加藤委員の御質疑でお答えをしましたように、市内のですね、この福祉関係団体への委託を考えております。

したがいまして、契約の中で今、御質疑のありました情報ですとか、そういった事故等につきましては、そういった契約を今後進める中でしっかり対応していきたいというふうに検討していきたいというふうに思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 じゃあ、これはチケットの有償、無償の形で、雇用形態のほうも委託先の福祉団体の方にお任せするという形でいい

でしょうか。

○丸山隆弘委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 雇用契約と云うか、そういった委託業者との協議の中で有償ボランティアというふうな考え方で今は考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 お金が絡むことですので、本当にこう、しっかり雇用形態を含めて、個人情報保護法も求めて、しっかり検討のほうをお願いしたいと思います。

それでは、次に7番の再質疑に入りますが、若者議会特化型業務とは何か、委託先と委託料を何うと言いましたけど、資料を読んでもくれという答弁ですので、答えはなかったんですが、これ私、資料読んでもですね、実は内容がわからないんです。ですから聞いたんですけど、お答えにならないということです。

例えばですね、資料を見ますと、PR委託料が150万円もかかっています。今後どんなものなのか拝見をしたいんですけど、150万円のどういったものなのか、ちょっとわからないもんですから質疑しますが、150万円も必要な事業なのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 これにつきましては、この特化型PR事業については、この若者議会のホームページの作成ですとか、あるいはさっき実績でも報告しましたように、この広報活動等を行いまして、この若者議会を市内外へ発信していくというもので、総額が予算で150万円ということでございますので、そういったことで事業展開をしていきたいということでありまして、実績ではございません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 広報活動をやるということ、実績まだわからないよと。150万円とりあえず予算つけたということだと思んですけど、

やはりしっかり答えていただければちょっとイメージわくんですが、なかなかちょっと答えていただけないのもう1回質疑していきますけど、今度8番の質疑に行きますけど、プランコンテスト実現事業とは何か、委託料と委託先を何うということですけど、結局、資料請求をみてくださいという言葉でした。

これも資料請求見ましたが、内容がわからないんです。200万円もかかっているんです。市民のお金を200万円もかかっているんですが、これ本当にどういったものなのか、資料読んでもわからないもんですから、必要な事業なのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 いろいろお答えをしておりますが、決していいかげんなお答えをしてるつもりはございませんので、よろしく願いいたします。

なお、今のこの8番目のこのプランコンテスト事業につきましては、議会へも御報告いたしましたように、今年度末に、先ほども答弁しましたが、開催いたします。プランコンテストを実施いたします。このコンテストで全国の若者が提案した、この地域活性化という形の事業を実現化する事業ということでございます。場所は議会へも御報告いたしました鳳来の川合地区ということでございます。その地域での実現化事業の費用ということでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、これってどやばい村の事業ということでよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 そのとおりでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 じゃあ、そういうどやばい村の資料をここにもまた入れてほしかったなと思います。ここでこういった確認をしなく

てもよかったと思います。

では、9番の質疑のほうに入ります。ふるさと情報館改修工事の内容と事業を伺うということなんですが、ふるさと情報館というのは事実上、図書館であると思います。図書館法との整合性を伺います。その中での市民がいろんなお年寄りから子供まで使うものですか、市民合意が置き去りにになっていないのかという心配の声が私のほうに届きましたので、市の認識を伺います。

○丸山隆弘委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 まず、先に先ほどの8番目のプランコンテストでございますが、どやばい村は今年度の事業でございます。今、御審議いただいておりますのは、この来年度の事業でございますので、よろしくお願ひします。

それから、このふるさと情報館につきましては整合性ということですが、この2階の郷土資料室を気軽に集まり、話せる多目的空間やこの勉強スペースにできる事業ということで、改修をする事業でございます。これにつきましては若者議会のほうから提案をされた事業でございますので、これも議会のほうへこの前、資料提供のほうをさせていただいております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 図書館をいろいろ変えていくと、レイアウトを変えていくという形だと思うんですが、次の10番の若者チャレンジ補助金は何か伺うというふうに質疑のほうさせてもらいましたが、こちらのほうですね、交付要綱を読ませてもらいましたし、いろいろな案も聞きましたけど、やはり心の底から若者の自主性っていう活動がちょっとなくなるんじゃないかなっていうふうに読んでて私自身、思いました。

と言うのは、それを審査する方が報酬ね、6万円幾らか何がしてもらって、いい悪いと決めていくという結果になるという形の枠組み

です、やはりかなり行政側のこう介入だとか、そういったリードを感じられるんです。

やはり若者チャレンジ事業っていうのは、やっぱりボランティアで、おれがやりたいと。また審査するほうもボランティアで、こうすればいいっていう、こうボランティア精神を培うものがやっぱり若者チャレンジであり、まちづくりだと思うんですが、認識のほうはいかがか、伺います。

○丸山隆弘委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 まず、審査につきましては、この公平中立ということですので、この有識者判断をしていただくということから、先ほども繰り返しになりますが、有償であるというふうな判断でございます。

それから、この若者チャレンジ補助金につきましては、これ継続事業でございまして、大変恐縮ですが、昨年5月22日の経営報告会におきましても御報告をさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

この改めて説明いたしますと、この若者チャレンジ補助金につきましては、新城市若者条例第12条第1項に基づきまして、この若者世代の柔軟で斬新な発想によるまちの活性化やにぎわいの創出及び市民協働によるまちづくりの担い手の育成を図ることが目的でございます。若者が活躍するまちの形成に関する活動を支援するための補助金の制度でございますので、御理解いただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 引き続き、質疑のほうをさせていただきます。

2-3-1 戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業、ページ数、25ページです。

2点あります。

1点、増額した理由を伺います。

2点目、事業内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 伊藤市民課長。

○伊藤五十人市民課長 増額した理由につき

ましては、身分証明として利用することができる顔写真付きのマイナンバーカードの追加発行に伴う国の平成27年度一般会計補正予算が成立したことによりまして、本市における追加発行の経費を増額計上するものであります。

事業内容につきましては、マイナンバーカード追加発行のため、カードの製造に要する経費につき、交付金として地方公共団体情報システム機構へ支払うものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。このマイナンバーカードのお話、今の質疑、回答のほう、答弁のほう聞きまして、また一方でも資料請求のほうもさせていただいて、詳しいもの、ありがとうございました。

その中で、マイナンバーカードのですね、状況のほうを資料請求で読ませていただきました。交付状況、カードの到達状況、通知、交付、取得に至るまでですね、細かく出していただいたんですが、この国家的な計画でもありますけど、予算をですね、かなり全国的にも、もちろん各市町でも投じたっていう事業になるんですが、これ成果を見ますと、本当に投じたほどのね、成果が出たのかなっていうふうに正直思います。これは政府の主導もあったんですが、実はですね、申請交付状況のほうを読みますと、新城市は今現在、申請率がですね、3.01%、3%ですね。全国これ申請率見ますと、5.75%、5%しか申請率がしてないよと。今後だよと言われれば、そうかもしれませんが、1月からね、このマイナンバーやってるといふ状況を見ますと3%、全国では5%しか申請率してないという状況でございます。

こういう状況を踏まえまして、質疑させてもらいたいんですが、今後ですね、一体どのようにですね、予算をつけて、この申請率を上げていくのか。これを予定があるかどうか、

お聞きしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 伊藤市民課長。

○伊藤五十人市民課長 このマイナンバーカードにつきましては、あくまでも本人さんが強制ではなく、任意で申請するものであります。

そこで、市としては、国も同じなんですけど、このカードの利用ですね、今後いろんな利用ができるということで、ホームページなり広報なりでもカードをですね、つくることの呼びかけは今後もやっていきたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 歳出2款1項20目地域活性化事業、高速バス運行事業、23ページになります。

3点お聞きします。

1点目、事業というのは継続が必要になってくると思います。継続年数、想定している継続年数について伺います。

2点目、3点目なんですけど、1日、目標が120人というようなことを先ほどの御答弁の中で確認をしましたので、その次からの質疑にさせていただきます。

120人という、1人120人が固定されていくっていうことになるわけなんですけど、最大でも120人ということかと思えます。もう固定されてしまえば、例えば通勤、通学者が20人ということ固定されれば、ほとんどそれ以上はふえないだろうと思えますし、観光客が先ほどの答弁ですと、日曜日は昼中の1便がなくなるということになりますと、土日の観光客の新城へ来ていただくってことはできなくなるというふうに思いますと、今回2点目、3点目から見られるですね、観光客、通勤、通学のメリットというのはほんの一部になるように思うんですが、これをどのよう

に観光あるいは新城に住んでも通勤、通学を名古屋も含めて行けるということになると判断したのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 1点目の継続年数から順にお答えをいたします。

通学や通勤等、継続的な利用者を想定しておりますので、今おっしゃるように、利用者のニーズ等を把握するためには、ある程度の期間が必要だと考えております。

先ほども浅尾委員の御質疑にもお答えをいたしました。大学生の入学から卒業までを1つのスパンと考えまして、まずは平成28年度から平成32年度までの5年間を検証しながら実施していきたいと考えております。

それから、今おっしゃった1日20人は固定ではないかという御質疑ですが、決してですね、1人20人と固定したものではございません。今回想定しておるバスの定員がですね、46人乗りでございますので、まだ半分は余裕があるということでもありますので、決して20人というふうに固定をしたものではございません。

2点目ですね、目指す年間の観光客の動員数につきましては、この高速バスを利用する観光客は、年間6,000人を目標としております。

それから、3点目の年間の通勤、通学者数につきましては、まずは通勤、通学者の利用者のニーズを確認しながら運行してまいります。観光客を含めまして、1日平均、先ほどから言いますように、乗車率120人、年間と言いますと4万5,000人を目標としておりますが、このうち通勤、通学者につきましては、年間ですね。年間1万1,000人を目標としております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 当面まず1点目の4年を見ていくという、5年か、5年を、平成28年度

で5年を見ているということなのですが、恐らく20人ということになりますと、新城市の持ち出しというのが年間何千万円出てくると思うんですね。

これから考えると、非常に効率が悪い事業になってくると思います。

高速バス運行事業の論点形成説明シート、これ見ますと、通学、提案に至るまでの経過とか比較検討というところを見ていきますと、通勤、通学の不便さというような言い方されていますが、新城市にそもそも住居を構えない人たちが豊川、豊橋にいるという現実もあるんですね。通勤、通学の不便さというのは、名古屋、高速を使えば解決するという問題ではないという発想はなかったのかという点と、観光客なんですが、バスに乗る、時間を合わせる、帰りの時間を考えるということを考えてみたときに、果たして日に何便もないというような状況で観光客がふえるのかという問題も出てくると思うんですね。一番の根本は、新城に行ってみたいという名古屋の人がいるのかという、その調査があったのかどうか。まずその点についてお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 最後の名古屋に行ってみたいという調査があったかどうかについては、調査はしてございません。

名古屋から新城ですか。ございません。

それからですね、この事業につきましてはですね、今、白井委員がおっしゃるように、すぐには効果は出ないかもしれませんが、息の長い事業展開を図っていきたいと考えております。

それから、先ほど来から申しますようにですね、とにかくだめかどうかはですね、やってみないとわからないかと思えます。やはり手をこまねいてはですね、何も起こらないものですから、とにかく行動を起こしてみないと、どういうふうに波及効果が出るかというのは全くわからないことかと思いま

す。

委員の白井委員におかれましては、今後ですね、そういったいろんな御提案をいただいでですね、バックアップをしていただければ非常にありがたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 今回の質疑もですね、具体的にどのようにこの事業というのを新城市に効果を上げていくのかという点で質疑をしているわけなんです。新城市に観光客をどのように呼ぶのかという、新城市で言えば、総合戦略の1つの大きな要の事業でした。観光客をどのように呼ぶのか、通勤、通学者、これをふやすことによって新城への定住者がふえるのかということなんです、今の御答弁ですと、結局はやってみないとわからんよと。こういう事業が地方創生の中でやられていいのかと。これから地方創生の事業なんていうのは、何回も取り組まれる事業ではないと思うんです。もしかしたらこれが最後の大きなチャンスになる可能性があると思うんですよね。

そこから考えていきますと、観光客が新城市に来たいということも調査していない。通勤、通学者もこれからどうなるかまだわからへんと。現実問題として、新城市に定住なせないのか、なぜできないのかという点も、名古屋と新城というところでしか見てなくて、豊川、豊橋に移住してしまう人たちの多さ、こういう点は何も言及もされていないということがあると思うんですが、もう少し総合的な議論っていうのが本来必要だと思うんですが、御答弁はこれ以上ありませんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 定住者の件につきましては、例えばですね、名古屋に親御さんが大学へ通わせるとした場合に、新城の住んでいる場所にもよりますけれども、月に10万円なり20万円仕送りをしなければ名古屋のアパー

トなり下宿ができないという状況かと思いません。それがですね、こういった高速バスで毎日通学ができるということになればですね、親御さんは定期券で1年間、4年間ですか、大学のほうに通い、自宅から通わせることができるということになりますと、やはり今までのデータで言いますと、どうしても名古屋市へ転出して、大学のため転出をして、そのまま名古屋に就職をしてしまうというパターンが見受けられたんですけども、そういったことがなくてですね、自宅から通えるっていうことであれば、自宅から大学にこの高速バスを使って通いで地元就職してもらえんという環境が整うかと思いません。

そういうことで、定住促進を、この事業を契機に図っていきたいというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 バスによって、それでは通学ということに対してメリットを感じるという調査はされたんでしょうか。どの程度の人たちがいるのか、どれだけの要望が出てくるのか、調査されたんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤地域創生室長。

○加藤千明地域創生室長 通勤、通学の人に聞き取りっていうことなんですけれども、前回のまだ国勢調査、今回の新しいものは出ておりませんが、前回の国勢調査の結果によりますと、新城市から名古屋圏に通勤、通学している人が326人でした。名古屋から新城に通勤、通学している人が74人でした。直接は確認していませんけれども、そういった結果が出ております。

それと、高校生アンケートの中で、高校生にこのまま住みたいかどうかというアンケートをしたところ、住みたいっていう子が30%でした。約50%の子が住みたいけれども、通勤、通学が不便だから住み続けることができないだろうというようなことを言ってる子がいました。

もう一度、先ほど行政課長が何回も言うてるんですけども、今ネクスコのほうが新東名が開通してからいろんなものを出してございまして、新城インターチェンジから名古屋インターチェンジまでの所要時間が42分。これは大型車です。バスで行った場合に42分というふうに出てます。やはりこの42分で、この短時間の間に名古屋に行けるということ、それとたまたまですね、つい最近なんですけど、奥三河ビジョンフォーラムの総会の新年の話のときに、ちょっと話があったんですけども、名古屋の人がこの奥三河のほうを日帰り圏内じゃなくて1泊圏内っていうふうに思ってる人もおるっていう。その人たちは泊まりながらっていう感覚もあるのかもしれませんが、こうした新しいこういった事業をやることによって、名古屋から新城が近いよっていうこともわかっていただけるっていうふうに思っております。

それと、藤が丘の話なんですけれども、実はこれ2月3日の中日新聞の朝刊にも載っております。愛知県民が選ぶ住みたいまちベスト10とかっていうところで、藤が丘が去年よりも上がって5位になっております。

我々も、藤が丘のほうを調べ行きました。行政課長の話もありましたけど、この42分という短い時間、まずはこの短時間の間に名古屋におろすっていうところ、近いところにおろしたいっていうこと。それと藤が丘のほう調査したところ、藤が丘のバス停からですね、ものすごい多くの学生さんが朝、乗ってます。それが先ほど言った名古屋学芸大学とか外国語大学とか愛知学院だとか行ってる学生さんで。そのほかに猿投温泉行きのバスだとか、あと名古屋市内に行ってるバスだとか、いろんなものに多くの人に乗っております。やはりこれから可能性がある、住みたいまちで愛知県の中でもランキング5位に選ばれる藤が丘、そういった人たちがこういったものがあるということで新城に来ていただく。

先ほど、一番最初に滝川委員のときに話がありましたけれども、奥三河DMOということで、愛知県が考えております。そうしたことで湯谷温泉のこの奥三河のほうに名古屋のほうから来てもらうっていうことで、いろんなサービスをかませっていくことで、新城を知っていただき、時間はかかるとは思いますが、遊びに来ていただく。そして新城のことがいいというふうに思っていただけるようなまちにしたいということで御理解いただきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 御答弁を聞いていくと、余計に不安になってくるんですね。

例えば、ここにあります326人、通勤、通学者が今、言われたとおり326人、名古屋市から新城への通勤、通学、74人、書いてあります。

今回バス、1往復ずつですよ。朝に例えば最大乗っても45人ぐらいですよ。45人っていうことは、大抵はそこどころでいっぱいになっちゃうわけですよ。どんなに多くたって40数人ですよ。

名古屋から例えばこちらへ来る、先ほども指摘したんですけど、土日は真ん中の便がなくなるわけですよ。土日に観光客呼べないわけですよ。

日帰りという話もしたんですけど、日帰り観光をしてもらうようなまちはお金落ちないんです。滞在時間をどうふやすかっていうことが大事なんです。

新城から名古屋まで短くなりました。それは高速バスを走らせることが有利になったのではなくて、新城に魅力をつくることによって名古屋から車を飛ばしてでも来るという状況になったという理解をしないとですね、高速バスを走らせたなら新城に雇用が生まれる。そんなことはないわけですよ。

通勤、通学の便がよくなれば新城に住みたいということをおっしゃるんですが、本当にそ

うですか。それはどのように調査されたですか。住みたい理由は、例えば住みたいと言っている人たちは、名古屋に通えれば新城から通いたい、住みたいと言ってるのか、新城に住むのは、例えば豊橋、豊川でも学校、通学、通勤、不便ですよ。家族にとったら、新城に比べたらずっと生活環境、生活の便利さって言えば、豊川、豊橋のほうがいいわけですよ。そういう意味で通学、通勤の不便さを言ってるのか、そのあたりは明確に調査されたんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤地域創生室長。

○加藤千明地域創生室長 細かくですね、豊橋、豊川だとかと比較だとか、そういったことはしておりません。

ただ、先ほどのアンケートというのは、新城市内に住んでる高校生、新城東高校とか新城高校だとか、新城からほかの高校に通ってる高校生、1年生から3年生まで調べたデータです。客観的な数値です。細かくそこまでは調べておりません。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 細かく調べてないことが多過ぎるんですよ。多過ぎて、まずやってみないとわからんよ、もしかしたら何か偉い結果が出てくるかもしれんという、そういうようなものは政策じゃないんですよ。それは不十分な形でこういうことを出してるだけじゃないかというふうに思えてならないわけですね。

観光という点から考えても、非常に地方創生で2つの事業があるっていううちの1つですよ、これ。

もう1つは、地域活性になるんですが、高速バスですね、どちらかと言ったら、観光というのをメインに置いてるのは。メインに置いている高速バス運行事業というのが観光が見えてこないんですよ。

例えば、のぼりまつりっていう何万人も人が来ますけど、名古屋からバスが走ってこな

いわけですよ、そのときには。休みの日ですから。としたら観光に役に立たん、平日来てくださいということにしかならないと、高速バスは、結局のところは高速が開通しても大きなメリットを生んでくれない。

しかし、毎年毎年、新城市の持ち出しは少なくとも5年は続いていくということになってしまふんじゃないでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 今おっしゃったですね、2便というのはですね、先ほど説明しましたように、真ん中を抜くということなんですが、状況によってはですね、今現在考えておるのはですね、365日、年末年始は除きますけれども、それ以外はすべて走らせる予定でおりますが、先ほど言った真ん中の2便を抜くというのはですね、まだ計画の段階でございますので、今、白井委員がおっしゃるように、やはり土曜、日曜、観光客を誘客するのにはぜひ必要だということであれば、それは減らさずにですね、3便とも走らせることもありますし、朝の1便を抜いてですね、2便、3便を走らせるっていうことも考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 政策はこれから具体的に詰めるところもそれは当然あっていいんですが、余りにもずさん過ぎるなと思います。

それとですね、本当に通勤、通学の便利さ、あるいは観光客を呼ぶということであれば、同じお金使うんであればですね、例えば通勤、通学者に対しては公平にするように、もう三百何十人が新城から名古屋に通ってるわけですよ。その一部の人たちしか恩恵が得られないということになれば、非常に公平公正欠けると思うんですよ。だったら定期にするとかですね、このほうが公平だと思うんですよ。

とか、観光客についたって、同じ2千万円使うということであれば、乗るかどうかわからない、まだ十分な調査もしてない状況でや

るよりは、観光客が実際に新城に足を運んでもらえる状況をつくりながら、その状況を見ながらバスを走らせてみる。順序が違うんじゃないかなというふうに思うんですが、そのようなことはお考えにならなかったんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 これにつきましてはですね、先ほど山口委員のところでもお答えしましたようにですね、やはり先行投資であると考えております。

したがってですね、新城インターが開通をいたしまして、先ほど来から加藤室長のほうから説明させていただいたように、加速化交付金というメニューが出てきたものですから、これを逃してはですね、今、白井委員がおっしゃるように、いろんな市場調査等も確かに必要だと思いますが、そういったことをやっていたのでは、やはりきっかけを失うということでもありますので、この機会を逆に逃してしまいますと、もうずるずるって言いますか、やはり最初に早く、なるべく早くですね、着手したいという思いがありますので、このような形になっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 確かにですね、地方創生で国も大きな覚悟で補助金をつけてくるわけです。乗らにゃいかんと、それはわかるんですよ。

ただ、乗るための準備がないからこうなってしまうんです。新城市を本当にどのような形で定住を図り、観光客を導入するかっていうことを事前に考えてこないから泥縄的になるんじゃないかと思うんですよね。結局、補助金があるからくつついちゃえということになっているような事業に思えて仕方がないんですよ。これは、高速バスはいつのころからというのもどこかにあったか知れませんが、この発想はいつからだったのか、もう一度確

認したいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤地域創生室長。

○加藤千明地域創生室長 この高速バスの発想ということによろしいですか。

この高速バスの発想は、6月のアンケート、先ほどから話をさせていただいております高校生を対象とした卒業後の進路と居住に関するアンケートということで、平成27年6月にやったものの後にですね、7月14日にまちひと創生の庁内プロジェクトを行いました。その中でですね、いろいろと検討を行いました。この事業が可能かどうかというものも検討を行いました。そして8月21日、総合戦略の推進会議、産官学金労言の皆さんの組織なんですけども、そちらのほうで新たな事業ということで提案させていただきました。その後ですね、新城市の中に本部を置きます、まち・ひと・しごと創生本部会議にかけまして、1つのこういったバス事業ということで取り組んでいこうという1つの目標を立てました。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次へ移ります。

2款1項20目地域活性化事業、若者が活躍できるまち実現事業、23ページになりますが、この事業により何を活性化させるのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 この何を活性化させるのかという御質疑でございますが、この昨年の12月定例会におきまして、この若者が活躍するまちの形成の推進を図り、市民全体で若者を応援し、真に市民が主役となるまちと世代のリレーができるまちを実現するために、新城市若者条例及び新城市若者議会条例の議決をいただいたものでございます。

今回のこの補正予算に計上しております各事業につきましては、この条例の趣旨を達成するために、若者が地域の課題を考え、そしてまちづくりの政策をみずから提案するプランナーとしての育成並びに、このまちづくり

への関心を高め、当事者意識を育てるプレイヤーとしての育成を行い、若者にとって魅力的なまち、住みたくなるまちにすることで、本市における若者の流動や交流を促進をして、そして活力ある地域づくりを進めるために大きな成果が期待できるものと考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 若者議会が、条例ができるときですね、若者だけに特定なことをやるのはおかしくはないかという議論もしたと思うんですね。若者だけが当事者意識を持ってもらうだけではこのまち変わらないんですよ。当然、青年も老人も皆さんが当事者意識を持ってもらうということが必要なんです。

今回は、非常に若者というものにこだわり過ぎているのではないかというふうに思います。

地域活性化ということで、活性化させるというのは結局、若者がみずから議論し、みずから動き、住みたいまちづくりを自分でやっていくんだと。それはそれでいいと思うんですが、資料ですね、資料請求の中の資料で、本事業における重要業績評価指標と地方版総合戦略における基本目標と数値目標というのがあります。Uターン、Iターンが本事業終了後1人ですね。数年後3人。起業をする、業を起こす起業が本事業終了後1団体、数年後2団体。これ数字だけ見てしまうとですね、若者に年間通してこれだけのお金を継続するっていうことに当然なると思うんですよ。これだけのお金を使いながら、Uターン、Iターンを1人とか3人、このレベルしか考えていないという事業っていうのがそもそもおかしいんじゃないかと思うんですね。

日本全国でも、若者がまちを離れてしまうというようなことはいろいろ出ています。Uターン、Iターンを迎え入れてるまちも出ています。

そのまちな状況を見ていきますと、若者だけをお願いするのではなく、若者とともに、

そこに住んでいる住民たちが一緒に汗を流してるわけなんですね。

若者だけでは正直、人生経験も少ないんです。人生経験少ないから役に立たないとは言いませんけども、やはり若者だけを特化してしまうっていうことになると、浅尾委員の質疑にもなってくるんですけど、やはり不平等が生じるというところもあると思うんですね。若者に何をしてもらうのか、具体的な数値目標っていうのが余りにも低過ぎて、若者たちが何をしたいのか、若者だけではできないところはどうにフォローするのかというのも見えてこない。

この事業だけですと、若者の実際は仕事もせにやいかん。自分の生活も何とか守っていかなければならない。学生になって卒業したらどこかで働かなければならない。働き場所がないという状況もあるわけですよ。若者議会というものとあわせて並行して、このまちづくりを考えていかないとですね、若者だけでは、思いとして若者はあると思うんです。純粋にこのまちのために頑張ろうという思いはあると思います。

しかし、この事業だけでは恐らく目的を大きく達成することにはならない。その結果が数年後3人という。

○丸山隆弘委員長 白井委員、早く質疑に入ってください。

○白井倫啓委員 ということだと思っただけですよ。

ですから、この事業とあわせてですね、何を考えていくのか、若者議会をどのようにフォローしていくのか、そのためにこういう予算立てでいいのか。市民の公平公正、これも含めて考えていかないと、若者だけが何かやっておるわという形になりかねない事業になってると思います。本当に成果があるのかどうかかわからないんで、まずやってみないとわからない。若者に任せてみないとわからない。そこも。

○丸山隆弘委員長 趣旨はわかりましたので、白井委員、早く質疑に入ってください。

○白井倫啓委員 ですから、どのように活性化に結びつけていくのか。期待するのではなくて、若者議会をあわせて、ほかの市民との連携をどのようにしていくか。これなしにはこの事業は目的を大きく超えることはできないと思いますが、御検討されているのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 まず、特定の若者、世代だけのものではないかというふうな御質疑でございますが、まずはこの新城市総合計画が目指します、この市民自治社会を、次の世代を担う若者たちがですね、つくり上げていくために必要であると考えております。

この新城の次の世代を担うこの若者たちですね、主体となって、この自分たちのまちについて考え、先ほど答弁いたしました、行動して、そしてあらゆる世代、そして地域も含めますが、そういった方々が支援することで、この若者が活躍できるまち、そして世代のリレーができるまちができるというふうに考えております。決してですね、この特定の世代の事業というものではないということでございます。

具体的に申し上げますと、先ほど浅尾委員から御質疑ございましたように、このプランコンテストなんかでは、私ども地域に入っていくって、この若者のこの事業、このコンテストの事業趣旨を説明し、地域の方が全面的に応援していただけるというふうな調整もしておりますし、地域の方々もそういった支援をする。若者が自分たちの地域に入ってきてほしいということも言っていますので、こういったまちづくりは今後継続して積み重ねていくことが私ども地域にとって必要ではないかと考えております。

それから、この数値でございますが、KPIのことだと思っておりますが、やはりこういった

目標、確かに低いということがございますが、決して低いものではなくて、確実にこういうものを積み上げていきたいというふうな数字でありますので、これについてはそういった目で見ただけならばというふうに存じます。以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 若者議会が始まりまして、若者の皆さんが頑張っておられるというのは否定はしませんが、この予算2,400万円ですね、若者の関係で2,400万円、今どういうチャンスかっていうことも考えていく必要があると思います。優先順位がどうあるべきか。若者の自立のためにこういう形がいいのかどうかも含めて検討すべきとも思うんです。

活性化してきている、若者が定着してきているまちづくり見ていきますと、若者が実際にこういった大きな予算の動く中ではなくて、地域の人たちと自分の思いを共有しながら動いている、お金をかけるところが違ってるんじゃないかとも思えてくるんです。これだけのお金が動くと。

そういう点について、ほかの自治体の例も含めてですね、こういう先進的な若者議会というような宣伝はしていますが、果たしてそうなのか。ほかの自治体と比べて、今の進め方っていうのは、実際に効果を上げてるまちづくりと比べて、自分たちの進み方がどうなのかというのは、評価したことはあるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 まず、この若者議会っていうのは初年度であるということから、全国的にこういう取り組みが少ないということでございますので、当然そういった比較というのは全国的に例がない、少ないということは事実でございます。

先ほど、この若者だけというふうにご指摘ございましたが、この若者総合政策の継続実施事業が6事業、それから若者予算、若者議

会からいただいた事業が6事業ございます。これを全部言うと大変時間かかるものですが、例えば先ほど御質疑ございました25歳の成人式開催事業につきましても、決して若者だけではない。各ハローワークですとか、そういった地域のそういった職場の方々の協力を得て、若者と一緒になって事業運営をしておりますので、特定の若者だけが若者のために予算を使うというものではないということで、地域やそれを支援する世代が一緒になって行う事業ということが多くこの12事業の中にございますので、またそういったこともその都度御報告いたしますので、例えば若者議会、見に来ていただいたり、それぞれの事業見ていただければというふうに存じます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 ほかの自治体の先進事例との比較っていうことでお答えをいただけないと思うんですが、ほかの自治体、先進的な自治体っていうのは、目標を明確に持っていると思います。若者の皆さんが自由にいろんな視点からこう入っていくの、それはそれで否定はしませんけども、いきなり若い若者議会、若者優先で動いてる、動かすのではなくて、やはり新城市として、例えば絞るということも必要だと思うんですね。観光に絞る、若者の雇用のためだけに絞るとか、そういう絞り込みということをしなないとですね、若者も正直何やっていいかわからん部分があると思うんです。こうやって審議委員として委員報酬とかですね、審議会委員報酬ってというのが、お金が出るわけですよ。お金が出るのであれば、それはより有効にする意味でも、新城市がある程度、今、新城市、何困ってる、何を一番の政策にしている、若者に何をやってほしいんだということをもう少し明確に示すときでもないかなと思うんですが、そういう点についてはどの程度、新城市はリーダーシップを取ろうとしてるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 質疑から多少外れておる

と思いますけれども、三浦課長、いいですか。

三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 まず、若者に主体性を持って行っていただくということは、先ほど冒頭で御答弁申し上げたとおりでございます。

それから、全国的なこの比較と言いますと、やはり全国ではですね、福井県の鯖江ですとか、石川県の金沢、長野県の小布施などで、この若者のこのコンテスト、プランコンテストのような形で進められております。

ただ、この若者総合政策としては、ほとんど例がないということでございます。

それから、絞り込みということがございましたが、それを若者議会の中で、オープンの中で今、詰めておりますので、よろしく願いをいたします。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 ちょっと皆さんの質疑を聞いて確認したいことが出ましたので、確認させていただきます。

関連質疑ということですけど、4人の方にそれぞれ関連するし、いろいろ分かれておるんですが、4つほど聞きたいことがあります。

まず、高速バス運行事業と若者が活躍できる。これ初年度はすべて交付金ですけども、5年の事業ということですけど、4年目以降の財源については、一般財源なのか、それとも地方創生新交付金のような、また国の財源手当てがあるのかっていうことを1回確認したいっていうこと。

それから、バス運行事業ですけども、46人乗りってということですけども、予約制なのか、定期券っていうような話もありましたけども、その日に行ってすぐ乗れる状況になるのかというようなこと、その辺も含めて、ちょっと

どのような制度設計、これからかもしれませんけど、確認します。

それから、3点目ですけども、JR、市民病院出てJRの駅通って旧151号通ってインター入っていくってことですけども、そうしますとJRを使ってそこから乗っていくって方法、逆に言うと、もっと奥のほうのJRの通ってないところから車で来て、そのバスへ乗りたい、要するにパークアンドライドの方式を考えた場合に、今の方式でそれが活用できるのかどうかということの検討されたのかどうか。

それから、4点目ですけども、観光の話も出てますけども、名古屋から新城へ来るのはいいんですけど、じゃあ新城から奥三河、どうやって足があるのか。県との連携でDMOの着地型観光っていうことを言ってますけども、そのバスを利用した人が、じゃあ新城から奥へどうやって観光していくのか、足はどうするのか、そこら辺までは検討されてるのか、以上4点お願いします。

○丸山隆弘委員長 加藤地域創生室長。

○加藤千明地域創生室長 それでは、1点目の財源手当てについて答弁させていただきます。

先ほどの答弁は4年以降、今後4年以降って話でよろしいでしょうか。

まず、今回の活性化交付金は1年です。今、言われております新型交付金、来年度以降の地方創生推進交付金っていうのは4年というふうにいわれております。

その後ですね、その後に関しましては、まだそういった地方創生に関する交付金があるかどうかっていうのは、まだ話がありません。

ですけども、昨年2月に石破大臣が全国の担当の課長さんを集めて言ったときに、努力する市町村を支援したいっていうような話を言っておりました。よろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 それでは、私から2問

目から4問目についてお答えをいたします。

2問目の定期券の件でございますけれども、御承認いただいた後ですね、バス事業者とこれから契約をして進めていくんですが、定期券を購入していただいた方につきましては、固定客が今、言われるように、46人乗りなんで、仮に10人おったとすればですね、36人が一般のお客さんということになりますので、基本的にはふっと行って乗っていただくことも可能です。初年度はそれほど定期券を購入する方が、なかなかこれからPRをしていきますけれども、乗る見込みはございませんので。

それから、2点目のですね、パークアンドライドの検討ですけども、今、実を言いますと、もっくる新城当たりで検討をしております。市有地がございますので、あの付近で何とかパークアンドライドができないかなということで検討をしておりますが、まだこれ全然お答えできるような状況ではございません。

それから、3点目の奥三河の方の通学、通勤関係の御質疑ですけども、一応ですね、田口新城線との連絡はもっくるで乗れるかなと、乗りかえができるかなということで今、調整をしておるところでございます。

したがって、奥三河、設楽町等から来た人については、田口新城線を使って新城市内を走る、どこかでおりにいただいて高速バスのバス停で乗りかえをしていただければ、奥三河の人たちも名古屋へこのバスを使って通学、通勤ができるであろうということでございます。いいですか。

新城から奥三河につきましてはですね、逆パターンでございまして、もっくるあたりで乗りかえをすれば可能かなと。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

ここで委員長から申し上げます。冒頭、私

のほうから言いましたけれども、質疑者、答弁者とも、予算の審査の趣旨に乗って簡潔明瞭をお願いをいたします。

なお、2回目以降、再質疑以降の質疑におきましては、答弁に疑義のある場合に行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いいたします。簡潔によろしく御協力をお願いいたします。

歳出3款民生費の質疑に入ります。

質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 3款3項1目児童福祉総務費、地域子供の未来応援事業、29ページになります。

委託内容は何か。どういったところに委託するのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 尾澤こども未来課長。

○尾澤潤三こども未来課長 1番の委託内容でございますが、事業の背景をあわせてお答えさせていただきます。

本事業は、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題となっていることや児童虐待の相談対応件数が増加し、かつ複雑化、困難化していることから、国がその対策として、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を策定し、各自治体において支援が必要な家庭に必要な支援をきめ細やかに行き届かせるための地域ネットワーク形成を目的としたものであり、子供の貧困対策事業であります。

本市につきましても、生活保護や生活困窮などで表面化している貧困ケース以外に、生活保護水準でありながら、諸般の事情により生活保護を受給していない家庭の児童や児童虐待やDVなどにより潜在化している子供の貧困がありますが、こうしたケースに有効な支援体制は十分整備されているとは言いがたい状況です。

このため、本事業を活用し、支援ニーズ量の把握と分析、支援のために活用できる社会

資源の種類と量の把握、子供や家庭への具体的な支援策や関係機関等との連携強化策を策定し、計画書として取りまとめてまいります。

委託の内容につきましては、主に実態調査票の作成と集計及び分析、社会資源へのヒアリング調査、計画書作成、さらには将来的にわたり、潜在的な子供の貧困が把握でき、支援につなげられるようアセスメントシートの作成を考えております。

2番の委託先につきましては、今後対応可能なコンサルティング業者を調査し、指名競争入札により決定することを予定しております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 内容、理解をしました。子供の貧困化ということで、かなり広がっているということになりますと、こども未来課だけではなく、教育委員会との関連も出てくるのかなと思うんですが、この委託の中ではいろんな調査されると思うんですが、この教育委員会、こども未来課の連携っていうのも想定されてるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 尾澤こども未来課長。

○尾澤潤三こども未来課長 この調査では、先ほど答弁させていただきましたが、具体的な支援策と関係機関等との連絡強化ということで、当然、教育委員会、福祉課、健康課、今こども未来課のほうで所管しております幼保対策事業との関連もございますので、そういう関係機関、市の部局ではそういう関係機関、さらには外部の養護施設とか県の保健所とか児童相談所とかですね、そういうさまざまな機関、さらには地域との連携ということを計画の中に盛り込むような形になると考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

歳出4款衛生費の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、通告順に質疑をさせていただきます。

4-1-2保健事業費、健康診査事業、ページ数、31ページです。

事業減額理由を伺います。360万円余の減額だと思いますが、伺います。よろしくお願ひします。

○丸山隆弘委員長 松井健康課長。

○松井康浩健康課長 今回の補正につきましては、事業が終了しました肺がん検診、骨粗鬆症検診、結核住民検診、個別歯科検診、19歳から39歳の健診及び胃がん検診のうち、医療機関で実施しました個別検診につきまして減額をするものです。

肺がん検診におきましては、集団検診で1,480人、個別検診で970人となりまして、17万1千円の減額、骨粗鬆症検診におきましては391人となりまして9万9千円の減額、結核住民検診におきましては、集団検診で1,480人となり36万円の減額、個別歯科検診におきましては268人となりまして、16万円の減額、19歳から39歳の健診におきまして、胸部レントゲン等で123人となりまして13万円の減額。

また、胃がん検診のうち、個別検診におきまして300人の見込みとなりましたので、270万2千円の減額で、合わせて362万2千円の減額でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 検診が全体的に、軒並みにこう受診率が低いというデータもあるんですが、それをこう上げる施策とか、そういったのを考えているかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 松井健康課長。

○松井康浩健康課長 御指摘ございました、がん検診等の受診率でございますが、残念ながら横ばい傾向ってところがございます。

今後もですね、PRとか受診勧奨のほうに努めていきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、続けて次の質疑に入らせていただきます。

4-1-4母子保健費、母と子のすくすく健診事業、ページ数は33ページ。

事業減額理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 松井健康課長。

○松井康浩健康課長 妊婦の健康診査委託料につきまして、実績及び見込みに基づきまして減額を行うものです。

内容といたしましては、当初見込みの人数に対しまして、健診受診者が減少していることから、対象人数を減らして628万5千円の減額となっております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 受診の方が減っているということだったんですが、減ったこう理由っていうのは何かつかんでいるかどうか、わかいたら教えていただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 松井健康課長。

○松井康浩健康課長 具体的な内容というのはわかりかねる部分もありますが、参考ということですが、妊娠届の届け出状況等から、この数を見込んでおります。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

この際、説明員入れかえのため10分間休憩をいたします。

休憩 午後3時19分

再開 午後3時28分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

歳出6款農林水産業費、質疑に入ります。

質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 6款1項3目農業振興費、人・農地振興事業の37ページになりますが、減額の理由についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 半田農業課長。

○半田守利農業課長 青年就農給付金（経営開始型）につきましては、本年度から経営開始する予定であった対象者のうち、2名が給付対象要件を満たさないことによる減額です。

続きまして、経営体育成支援事業補助金については、人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体の施設整備、機械導入を支援するものですが、事業実施に当たり、当初予定価格と導入実績価格に差金が生じたことによる減額が4件、事業要件が整わないことによる補助申請の取りやめが3件でございます。

続きまして、農地集積推進事業補助金につきましては、平成26年度からの創設された制度で、愛知県農地中間管理機構に対し、地域内の一定割合の農地を集積し、貸し付け、かつ借り手があった場合に、地域集積協力金を交付するものでありますが、対象となる農地集積がなかったことによる減額でございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 せっかく農業を支えようということで補助金があるということなんです、なかなか使い切れないというのは、これ農業者の意欲というところの問題が出てくるのか、たまたま意欲はあるんだけど、補助金の要綱に合わなかったのかというのは、どういうような状態になっているんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 半田農業課長。

○半田守利農業課長 青年就農給付金につきましては、お二人が対象とならなかったということでございますけども、お一人は農業所得申告において、専従者控除を受けていたということで、新規就農に該当しないということが判明しました。

もう1人は、市外農家にて研修中ございまして、就農を1年延期されております。ということでございます。

経営体育成支援事業補助金についてはですね、3件取りやめがございまして、その内訳としましては、ポイントを付して事業に採択されるかどうかを判定することになります。これがポイント数が少なくて採択見込みがないというようなことで、自己調達をさせていただいたのが2件、事業要件の融資に際しましては、融資をすることに家族の反対があったことによりまして断念したのが1件でございます。

それから、農地集積推進事業補助金につきましては、当初、農林業公社新城による農地利用集積円滑化事業がございまして、そちらからの利用権設定を乗りかえることを想定しておりましたけども、これが免責参入できないことが明確にされましたことから、この事業の適用ができなくなったということでございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了いたします。

歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 8款4項1目都市計画総務費でございます。中心市街地活性化対策推進事業、ページ数は43でございます。

当初予算に盛り込んだ事業の中で、今回大幅に減額をしております。どのような事業を見直し、減額したのかをお伺いいたします。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 それでは、お答えさせていただきます。

当初予算で計上させていただきました予算につきましては、都市計画道路栄町線及び駅前広場の支障物件34戸に係ります家屋調査、付帯工作物調査、動産調査等の委託業務に要する経費でありました。

都市計画道路栄町線の一部地権者から測量の立ち入り同意が得られなかったことなどもありまして、駅前広場を単独で暫定整備を進めることを市として方針決定するとともに、地元地権者への説明会を開催させていただきました。

それらのことによりまして、都市計画道路栄町線に係る支障物件18戸分を減額するものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 そうしますと、当初は栄町線を含んで、今の答弁だと、34戸すべてを調査する費用を理解が得られなかったってことで暫定的に今回は駅前の道路の整備、暫定整備に切りかえたって理解でいいんですか。

それとも、34戸、これから残った18戸か、の駅前広場になりますと、残りの部分はまだ次年度以降も進めていくのか、事業全体を見直して変えてしまったということの理解でよろしいか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 先ほども御答弁させていただきましたとおり、駅前広場につきまして暫定整備を進めさせていただくということを市の方針として決定のほうさせていただいておりますので、当面に当たりましては、再度の調査はしないという考えであります。

ただ、これから地権者との説明等によりまして、御同意が得られて、栄町線のほうが順調に進むという事態になりましたら、またその時点で改めてさせていただくということになろうかと思えます。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、栄町線も引き続きというような話が、同意が得られればという話と、今回の中心市街地活性化、この事業そのものは、栄町線を含んだ、全部、駅前広場も含んだ事業としてとらえていたのを今回はと言うか、駅前広場の暫定整備、駅前広場って言うか、暫定整備だけに切りかえたって言うことで、栄町線は全く別事業ととらえてよろしいんですね。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 この中心市街地活性化対策事業につきましては、栄町線及び駅前、またまちづくり協議会等への補助金等、まちづくりにかかわる事業を持っております。

その中で、今回につきましては駅前広場を単独で進めるということでございますので、当面に当たりましては、栄町線のほうは除外していくというような形になろうかと思えますが、先ほども御答弁させていただいたとおり、地権者同意のほうが得られるという事態になりましたら、またそちらのほうも含めて検討をしてみたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして、質疑させていただきます。

8款4項1目都市計画総務費、中心市街地活性化対策推進事業、ページ数は43ページです。

事業の見直し内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 それでは、御答弁させていただきます。

今、加藤委員に御答弁させていただいたことと重複しますけれども、同じことを御答弁させていただきたいと思えます。

当初予算で計上させていただきました予算につきましては、都市計画道路栄町線及び駅前広場の支障物件34件に係ります家屋調査、付帯工作物調査、動産調査等の委託業務に要する経費でありました。

都市計画道路栄町線の一部地権者から、測量の立ち入り同意が得られなかったことなどもありまして、駅前広場を単独で暫定整備を進めることを市として方針決定するとともに、地元地権者への説明会を行い、それに伴う都市計画道路栄町線に係る支障物件18戸分を減額するものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 詳細な話は答弁があったのでわかりました。

その中で、一部同意ができなかったためというふうにあるんですが、なぜ同意ができなかったのかという内容がもしもわかれば、かいつまんで伺いたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 昭和39年から都市計画決定を打ちまして、順次進めてきたわけでございますけれども、都市計画道路として道路の必要性というものを地権者の方々に御説明をして、南側の部分、進めてまいりまして、今回、北側部分に入ってきたわけなんですけれども、都市計画道路としての道路形態としての御理解がなかなか得られないというようなことが大きな原因ではないかというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

歳出10款教育費の質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、10款3項1目でありませんが、学校管理費、中学校管理事業の47ページであります。

燃料費及び下水道使用料、資料のほうには机を購入ともありますが、それに伴っておるんですが、需用費の中の燃料のことであります。燃料価格というのは御案内のように、下落傾向にありまして、そこで燃料費の増加というふうになっておりますが、その要因は何だったのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 櫻本教育総務課長。

○櫻本泰朗教育総務課長 お答えいたします。

給食用のプロパンガス使用量の増加が見込まれるため、増額補正を要求するものです。

6つの中学校におきまして、どの中学校にも昨年度に比べ、少しずつではありますが、プロパンガスの使用量が伸びております。対前年度比にしますと3.3%の増加見込みです。これは県大会出場のための水泳部の部活回数増加によりますプール利用がふえたことや、給食室のガス使用量が増加したことなどが主な要因だと考えられます。

プロパンガスの価格につきましては、確かに下落はしておりますが、合計見込み金額が0.9%増加してしまうため増額補正を計上しました。

いま一度、適正な利用や施設の維持管理について、学校と連携しながら、燃料費等の削減に努めていきたいと考えます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

以上で第41号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 平成27年度新城市一般会計補正予算（第7号）に反対の立場から討論をさせていただきます。日本共産党の浅尾洋平です。

今回の一般会計補正予算の質疑をしてきた中で、さまざまな事業の実態が明らかになりました。

まず、議員報酬の値上げについては、私は自民党、公明党の政治が生み出したアベノミクスが失敗した今、実施賃金が下がり、景気も改善、回復していない。市民の暮らし、生活、また将来不安を抱える新城市民の感情に合わないと思います。

その他いろいろマイナンバー、また若者議会、高速バスなどありますが、詳しくは本会議の討論で行いますが、以上の理由から反対をいたします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

打桐厚史委員。

○打桐厚史委員 第41号議案のですね、新城市一般会計補正予算（第7号）に関しまして、私、賛成の立場で討論させていただきます。

平成28年度以降に予定していた事業等の一部の前倒し、市民サービスの早期向上を図るための必要な予算補正だと考えております。将来の負担に対応するための基金の積み立て、そして国の補正予算に対する事業としての予算として、きちんとした適正に行われる事業として賛成の立場で討論させていただきます。ありがとうございます。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 新城市一般会計補正予算（第7号）に反対の立場で討論をします。

今回、地方創生ということで前倒しの補助を受けるといような事業が2つありました。

先ほど、質疑の中でですね、高速バスの運行事業については、十分な調査のないまま、国の補助があるということで、まず受けようという前提になっていると。これから5年間継続する事業であることを考えれば、より適正な予算提案をすべきであるのに、余りにも調査が不十分。同じお金を使うのであれば、別の振興政策があったんではないかというふうに思います。

若者の政策についてもですね、若者が輝き、新城で活動できるという、これを目指すのは必要だと思いますが、若者にお任せという部分が見えて仕方がありません。新城市はどこに向かっているのか見えない中、若者の輝くまち、これは一方的なあり方になってしまうのではないかと思います。まちを元気にするためには、新城市あるいは議会が新城市の目指すべき方向をしっかりと示しながら、若者あるいは地域の人たちがそれに向かって1つの方向を目指すというような政策を提案すべきだと思います。

地方創生の補助金を有効に活用するという観点で今回の提案に欠けているという点が反対の趣旨となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

村田康助委員。

○村田康助委員 賛成の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算につきましては、まち・ひと・しごと地方創生事業を初め、多くの限られた財源の中から第4四半期に入る本年度の歳入見通し、並びに歳出事業の執行見込みを円滑に、かつ予算額の補正を行うということが大前提でございます。

よって、それに伴うことに対し、賛成の意味で討論させていただきました。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第41号議案を採決します。賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山隆弘委員長 起立多数と認めます。よって第41号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第42号議案 平成27年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許可します。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして、質疑させていただきます。

第42号議案 平成27年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）です。

歳入、4款前期高齢者交付金、国保、9ページになります。

前期高齢者、65歳以上75歳未満でございますが、交付金が約1億2千万円減っているんですが、どういう理由なのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 本交付金は、全国の65歳から74歳までの前期高齢者の医療費等に対し、前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を各医療保険者の加入者数に応じて調整する交付金であり、今年度の概算交付額と前々年度概算交付の精算額の合計で交付されるものであります。

今回の補正は、社会保険診療報酬支払い基金からの決定通知により措置するものであります。国が示す前期高齢者交付金等の算定係数の影響により、今年度の概算交付額が当

初見込みより減額となったことや前期高齢者に係る医療費や後期高齢者支援金等の確定による前々年度概算交付のマイナス精算が影響し、減額するものでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

以上で第42号議案、質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第42号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第42号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第43号議案 平成27年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）から第45号議案 平成27年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）までの3議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本3議案の質疑については、通告がありませんので、質疑を終了します。

これより本3議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第43号議案から第45号議案までの3議案を一括して採決します。

本3議案は、原案のとおり可決することに

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第43号議案から第45号議案までの3議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第46号議案 平成27年度新城市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許可します。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、通告に従いまして、質疑させていただきます。

第46号議案 平成27年度新城市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）です。

歳入総括、簡水、ページ数、7ページです。

歳入合計が2億8千万円もの減額になっておりますが、主な理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 お答えさせていただきます。

減額となった主な理由でございますけども、簡易水道統合事業における財源として、国、県からの交付されます補助金の交付決定によりまして、補助額が確定したため、歳入予算の減額を行ったものが主な理由でございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 続けて、質疑させていただきます。

3款国庫支出金、4款県支出金、簡水、ページ数、11ページになります。

北部簡易水道、鳳来峡簡易水道などの事業補助金が減額となった理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 お答えさせていただきます。

補助金が減額となった理由でございますけども、北部簡易水道統合事業並びに鳳来峡簡

易水道統合事業に係る補助金の交付決定による確定額が当初予算を下回ったため、減額をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

以上で第46号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第46号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第46号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第47号議案 平成27年度新城市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

本議案の質疑については、通告がありませんので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第47号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第47号議案は、原案のとおり可決すべき

ものと決定しました。

第48号議案 平成27年度新城市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許可します。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、通告に従いまして、質疑させていただきます。

第48号議案 平成27年度新城市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）です。

歳入、3款国庫支出金、11ページ。

国庫支出金1千万円の減額となっている理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 内藤下水道課長。

○内藤徳之下水道課長 それでは、お答えします。

今回の補正につきましては、公共下水道整備事業の財源として交付されます社会資本整備総合交付金の交付額が確定したため、歳入予算を減額するものです。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

以上で第48号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第48号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第48号議案は、原案のとおり可決すべき

ものと決定しました。

第49号議案 平成27年度新城市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）から第55号議案 平成27年度新城市工業用水道事業会計補正予算（第1号）までの7議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本7議案の質疑については、通告がありませんので、質疑を終了します。

これより本7議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第49号議案から第55号議案までの7議案を一括して採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第49号議案から第55号議案までの7議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。

閉 会 午後4時00分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 丸山隆弘